

指定障害福祉サービス等事業者 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

障害福祉施設・事業所等の消費者事故等の報告について（再周知）

日ごろより本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび国より「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（再周知）」（令和 7 年 8 月 8 日付事務連絡）が発出されました。これは、社会福祉施設等の利用中に発生した消費者事故等について、市から国へ情報を報告する体制を改めて周知するものです。

本市におきましては、施設・事業所における事故報告については市ホームページに掲載しており、今回の国の通知による取扱いの変更はありませんので、引き続き、従前のとおりのご対応をお願いいたします。

なお、当市から国に報告した消費者事故等について、再発防止や注意喚起を目的として、国（消費者庁）が公表を行う場合があります。

貴施設・事業所におかれましては、改めて、利用者の安全確保に向けた体制を再確認するとともに、事故発生時の報告を徹底していただくようお願いします。

【公表の一例】

- （**重大事故**） 障害者支援施設において、夜間定期巡回後、利用者が未施錠の箇所から施設を抜け出した後、行方不明となり、後日、遺体で発見された。
- （**重大事故以外**） 障害者支援施設において、職員が氏名を確認せずに他の利用者の薬を与えてしまい、利用者が薬を誤服用。
- （**重大事故**）
障害福祉施設において、ベッドへの移乗介助の際に、職員が利用者のそばを離れたところ、ベッドから転落し、左拇趾基節骨骨折等の重傷。
- （**重大事故以外**） 障害福祉施設において、職員がベッドの柵を上げ忘れたため、寝返りを打った利用者が転落し、頭頂部裂傷の軽傷。

【いわき市における事故報告の取扱いについて】

- （1）事故等発生後、5 日以内に事故報告書（様式第 1 号）により第 1 報として報告
- （2）事故等発生後、30 日以内に事故報告書（様式第 1 号）により最終報告

・掲載場所： いわき市公式ウェブサイト内（障害福祉サービス事業所等における事故報告について）

（URL） <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1657010744678/index.html>